

## 職員に対する働きかけに関する対応要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員が、一定の公職にある者等から、その職務上の行為について受ける働きかけに対する対応の手続きを定めることにより、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、透明で開かれた県政の運営に資することを目的とする。

### (働きかけの内容等)

第2条 この要綱において「職員」とは、知事部局及び労働委員会事務局に所属する一般職の職員とする。

ただし、次項第8号及び第9号の職員にあつては、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会（事務局、教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関及び県立学校）、警察、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局に所属する一般職の職員を含むものとする。

2 この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次に掲げるものとする。

- 一 知事及び副知事
- 二 知事の秘書、親族及び知事を支援する政治団体の役員並びに知事から依頼を受けた者
- 三 国会議員、県議会議員、市町村議会議員及び市町村長
- 四 前号に掲げる者の秘書、親族及び前号に掲げる者を支援する政治団体の役員並びに前号に掲げる者から依頼を受けた者
- 五 第1号及び第3号に掲げる者であった者
- 六 国家公務員
- 七 各種団体等の役員
- 八 職員であった者
- 九 職員

3 この要綱において「働きかけ」とは、一定の公職にある者等が、職員に対し、入札及び契約事務並びに採用その他の人事に関する事務についての要望等を伝え、その職務上の行為を行うこと又は行わないことを求めるものをいう。ただし、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求を除くものとする。

4 第2項第1号及び第9号に定める者からの働きかけにあつては、県政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げるおそれのある要請等を受けた場合とする。

### (働きかけの記録等)

第3条 働きかけを受けた職員（以下「対応職員」という。）は、速やかに、別紙「働きかけ対応記録票」（以下「記録票」という。）を作成するものとする。

2 対応職員は、働きかけを受けた時点で、働きかけの相手方（以下「相手方」という。）に対し、記録票として公開の対象となること及び働きかけの内容等が随時公表されることを説明するものとする。

(報告等)

第4条 対応職員は、当該働きかけの内容について、記録票により所属長に報告するものとする。

2 報告を受けた所属長は、記録票の記載内容について、相手方に要望内容等に相違がないか確認を求めるものとする。この場合において、相手方から訂正を求められたときは、記載内容を訂正し、再度、確認を求めるものとする。

3 相手方への確認後、所属長は、処理方針案を付した上で、主管課長を経由して所管部局長に報告するものとする。

4 報告を受けた部局長は、随時、総務部長に報告するとともに、特に重要な案件については、処理方針案を付した上で知事まで報告するものとする。

5 所属長及び部局長は、緊急性の高い働きかけについては、前二項の規定にかかわらず、対応方針案を付すことなく、所管部局長及び知事まで、それぞれ、報告するものとする。

6 処理方針が決定された後は、対応職員が、速やかに、相手方にその処理方針を回答するものとする。

7 相手方に回答した後、対応職員は、対応結果を記録票に記録し、所属長に報告するものとする。

(管理及び公開)

第5条 所属長は、前条の報告に係る記録票を福島県文書等管理規則(平成12年福島県規則第160号)に基づき適正に保管するものとする。

2 記録票は、福島県情報公開条例(平成12年福島県条例第5号)第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象とする。

(公表)

第6条 人事課長は、働きかけの内容について、随時、取りまとめて、ホームページ上で公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月6日から施行する。

附 則(平成20年4月1日20人第823号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月22日20人第1070号)

この要綱は、平成20年8月22日から施行する。

別紙（第3条関係）

### 働きかけ対応記録票

受付日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
受付方法及び場所	面談(場所: ) 電話(場所: ) その他( , 場所: )
相手方 <small>*確認できる事項について記載すること。</small>	住所 : 氏名 : (企業名及び役職名等) 電話番号 : FAX番号 : e-メール :
相手方の特定方法	直接面談 電話のかけ直し その他 ( )
対応職員	所属 : 職 : 氏名 :
働きかけの内容	件名 :
記載内容の相違の相手方への確認	確認済 確認年月日 : 確認手法 : 面談 FAX 郵送 メール

処理方針	
対応結果	相手方への回答 : 平成 年 月 日 所属長への報告 : 平成 年 月 日

注 : この記録票は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づき、公文書として開示請求の対象となります。